

経済産業省製造産業局化学物質管理課 水銀対策担当 御中

「合同会合第二次報告書(案)」に対する意見

27 貿情セ調（経提）第4号

平成27年7月15日

|  |  |
|--|--|
| [氏名]   | 一般財団法人 安全保障貿易情報センター(CISTEC)<br>化学製剤・生物系材料分科会<br>主査 林田 昭司 |
| [連絡担当者]  | 一般財団法人 安全保障貿易情報センター(CISTEC)<br>調査研究部 主任研究員 田上 靖          |
| [住所]   | 東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階                               |
| [電話番号]   | 03-3593-1146   |
| [FAX番号]  | 03-3593-1138   |
| [電子メールアドレス]  | y-tagami@cistec.or.jp                                    |
| <p><b>【意見】</b></p> <p>産業構造審議会 WG 及び中央環境審議会小委員会合同会合第二次報告書(案)「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について」につき、以下の要望をご提出致します。</p> <p>(1)「特定水銀使用製品」(製造・輸出承認申請対象)の類型・範囲の適切な限定及び明確化並びに産業界の意見、要望の十分なヒアリング及び反映</p> <p>(2)水俣条約付属書 A 柱書き(b)(c)(共通除外事項)にあたる水銀使用製品の製造・輸出承認申請不要化</p> <p>(3)製造許可取得済みの「特定水銀使用製品」の輸出承認申請不要化等の手続負担のできる限りの軽減</p> <p>なお、輸出承認対象は、製造許可対象と同じとなるとされているため、この第二次報告書(案)がベースとなっている輸出貿易管理令別表第二 三五の四(二)改正案について同様の意見(パブリックコメント)を平成27年7月10日に経済産業省貿易経済協力局貿易管理課に提出しましたので、ご参考までに添付致します。(添付3)</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>(1)「特定水銀使用製品」(製造・輸出承認申請対象)の類型・範囲の適切な限定及び明確化並びに産業界の意見、要望の十分なヒアリング及び反映</p> <p>別表第二 三五の四(二)改正案が規制対象としている「水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第一項に規定する特定水銀使用製品」とは、同法二条一項で、「特定水銀使用製品とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう」と規定されており、この政令(未公布)で、製造・輸出承認申請が必要な特定水銀使用製品の類型・範囲が具体的に規定されることになる。</p> <p>第二次報告書案 P10(1)(基本的考え方)(添付1)でも、規制除外を外形的に判断できるものは特定水銀使用製品の定義から除外するべき旨が規定されている。</p> |  |

合同会合第二次報告書及び上記政令において、産業界の意見、要望の十分なヒアリング及び反映を行った上で、申請必要な特定水銀使用製品の類型・範囲を適切に限定かつ明確化し、過度に多数の水銀使用製品の製造・輸出承認申請をしなければならなくなって混乱をきたすことのないようにして頂きたい。

(2) 水俣条約付属書 A 柱書き (b) (c) (共通除外事項) にあたる水銀使用製品の製造・輸出承認申請不要化  
第二次報告書(案)に、水俣条約付属書 A(添付 2) の下記の柱書き (b) (c) (共通除外事項) にあたる製品については、製造・輸出承認申請を不要とする方針を記載頂きたい。

(b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品

(c) 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ (CCFL) 及び外部電極蛍光ランプ (EFL) 並びに計測器

(3) 製造許可取得済みの「特定水銀使用製品」の輸出承認申請不要化等の手続負担のできる限りの軽減  
「特定水銀使用製品」であっても、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行後に同法に基づき、製造許可を取得した製品の輸出については、輸出承認申請を不要とする等、輸出手続負担の軽減のために最大限の措置をして頂きたい。

#### 【理由】

(1) 「特定水銀使用製品」(製造・輸出承認申請対象)の類型・範囲の適切な限定及び明確化並びに産業界の意見、要望の十分なヒアリング及び反映

分析装置の校正用などに使用する水銀ランプ等、代替出来ない水銀使用製品は多数あるので、産業界の意見、要望の十分なヒアリング及び規制対象となる「特定水銀使用製品」の適切な限定及び明確化を図らないと、(製造許可は 1 回取ればいいが、輸出承認は輸出の都度申請が必要となるため) 毎日、数百件の申請を行わなければならない企業が続出し、混乱を招くことになる。實際上、過去に、化審法の第一種特定化学物質に指定されているヘキサクロベンゼンが染料に、また第一種特定化学物質に指定されているトリブチルスズ化合物がウレタン用触媒等に含まれていることが分かり、輸出企業では輸出承認申請、貿易審査課では承認に追われ、官民共に大騒動になったことがある。(いずれも、各化学物質の閾値が決められて終結するまでに 1 年程度を要した。このような轍を踏まないよう、十分な配慮をお願いしたい。)

(2) 水俣条約付属書 A 柱書き (b) (c) (共通除外事項) にあたる水銀使用製品の製造・輸出承認申請不要化

(i) 第二次報告書案 P10 (2) (共通的適用除外事項) において、水俣条約付属書 A 柱書きにつき、「該当製品が外形的に決まるものでなく、個別の許可申請を受ける」中で判断されるとされているが、この点は、付属書 A 柱書きの (a) や (d) のような抽象的なケースは理解できるが、(b) 及び (c) (特に (b)) は、外形的に明確であり、許可申請させて審査すべき理由はない ( (b) に説明し

てあるような内容は誰も間違いようがないものであり、このような内容の確認のために、製造・輸出承認申請をさせるとすれば極めて不合理である。他に、適用除外を適用させるべきではないと当局が考える場合があれば、それに限定すべきであり、それ以外の場合は製造・輸出承認申請をさせる必要はないはずである)。

(ii) また、同報告書案 P10 (2)において、「適用除外事項の該当性については判断基準を統一した事業者の予見可能性を確保する観点からあらかじめ基本的考え方を何らかの形で明らかにすべきである」とされている。これは、一旦、許可申請をさせることを前提とし、その審査にあたっての判断基準の話になっている。しかし、これらの「該当性の判断基準」は、本来、申請の要否を判断する際の基準であるべきはずである。「該当性の判断基準」で適用除外該当と判断されて 100%許可がおりるのであれば、それらの適用除外該当に当たる場合は、そもそも申請不要とするのが規制行政としての筋であり、申請に係る手続負担を課すのは不合理である。

(iii) 同報告書案 P5～6 において、製造等禁止の深堀り、廃止期限の前倒し等の可否の検討に際して、「経済活動のグローバル化」、「国際競争のイコルフッティングの重要性」、「諸外国の規制制度の動向」等に留意したとあるが、これらの留意点は、適用除外事項の運用の仕方においても留意されるべき重要事項である。元々規制行政は、経済活動の自由が保障されている中、「必要最小限の規制」ということが大原則である。それらの留意点を踏まえれば、製造者、輸出者の予見可能性や手続負担の軽減が極力確保されるように、許可・承認申請不要とされる場合を最大限抽出し、手続負担が回避されるよう規定すべきである。

(3) 製造許可取得済みの「特定水銀使用製品」の輸出承認申請不要化等の手続負担のできる限りの軽減  
産構審二次報告書案の P10(2)では、政令の定める「特定水銀使用製品」の許可申請がされた場合、水俣条約付属書 A 柱書の共通除外事項のいずれかにあたると主務官庁が判断する場合は製造を許可する旨が規定されている。従って、製造許可された製品は、水俣条約付属書 A 柱書の共通除外事項にあたるものが既に確認されており、それゆえ、その輸出の場合に再度承認申請をさせて審査する必要性に欠ける。したがって、輸出承認を不要とするのが筋のはずである。製造許可の場合には、1 回取得すればいいが、輸出の場合はその都度、承認申請が必要になってくるため、形式的申請にも拘わらず、手続負担が大きく膨らみ兼ねない。仮に、何らかの理由により、輸出実態の把握が必要なのであれば、定期的に事後報告をさせれば足りるのであり、一律に輸出承認申請をさせて、形式的審査対象にすることは、不合理である。

以上